川西市児童遊園地の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２９日

川西市長　越　田　謙　治　郎

川西市規則第　５４　号

川西市児童遊園地の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市児童遊園地の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和５６年川西市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1)　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2)　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3)　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）<table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>下加茂１児童遊園地</td><td>（略）</td></tr><tr><td>加茂３児童遊園地</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）<table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>下加茂１児童遊園地</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>しののめ児童遊園地</u></td><td><u>川西市加茂１丁目</u></td></tr><tr><td>加茂３児童遊園地</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

付　則

この規則は、令和８年１０月３０日から施行する。